令和3年度 事業計画

	特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神 (定員 80名)
;	地域密着型特別養護老人ホーム 櫻ホーム西神 (定員 20名)
基本理念	① 公益的事業の積極的取組み② 人権を擁護する③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立④ 医療・教育・福祉の連携強化⑤ 地域社会との共生
基本方針	① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する② 入居者の自己選択を尊重する③ 安心・安全・安楽な生活を保障する④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し、心身の自立を支援する⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する
重点項目	 ① 第4期5か年計画(3年目)の推進 ② 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する ③ サービスの質の向上への取組み ④ 感染症対策の強化 ⑤ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加 ⑥ 人材養成の積極的展開 ⑦ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑧ 介護報酬改定に伴う対応策の検討及び安定した事業運営への取組み
総 括	本年度も、月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を実施する。サービスの質の向上への取組みとして、サービスの標準化の徹底、接遇の向上、ノーリフトケアの質の向上、介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用、介護事故に対する安全管理体制の強化、入居者・家族の関係性維持、入居者満足度調査の実施に取組む。新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染予防を徹底したうえで、地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し、地域との関係づくりに努める。また、施設内行事については行事委員会において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。令和3年度の介護報酬全体の改定率はプラス0.7%で、新型コロナによる負担増に配慮し、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームともに約2.1%増、特別養護老人ホームの基本報酬は14~17単位の増加、地域密着型特別養護老人ホームは15~17単位の増加となった。しかし、安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。
新たな取組み	 チューター制の効果的運用本年度からチューター制を導入し、チューター制を効果的に運用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取組む。また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。 感染症対策の強化施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。 介護事故に対する安全管理体制の強化入居者に対する安全管理体制の強化入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を選任し、事故・リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討する。 身体拘束等の適正化入居者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するための担当者を選任する。また、高齢者虐待・身体拘束廃止委員会を毎月開催し、身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けの調査を実施するとともに、身体拘束・高齢者虐待になり得る様々なテーマについて、ユニット会議等を通じて討議・実践し実施状況を改善していく。
目標平均要介護度	4.0
目標稼働率	9 8 .0%

事業計画書

特別養護老人ホーム **櫻ホーム西神** 地域密着型特別養護老人ホーム **櫻ホーム西神**

≪基本理念≫

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

- ① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
- ② 入居者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

≪重点項目≫

- ① 第4期5か年計画(3年目)の推進
- ② 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する
- ③ サービスの質の向上への取組み
- ④ 感染症対策の強化
- ⑤ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- ⑥ 人材養成の積極的展開
- ⑦ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑧ 介護報酬改定に伴う対応策の検討及び安定した事業運営への取り組み
- 1 第4期経営5か年計画(3年目)の推進
 - 1) 地域貢献への積極的展開
 - 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3)経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す 以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第4期経営5 か年計画を積極的に推進する。
- 2 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する 地域の福祉ニーズを把握し、社会福祉施設としての専門的知識・技術・ 機能を地域に還元することにより、地域貢献の取り組みを推進する。

【力点】

① 月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生・児童委員の主催する

定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた 地域貢献事業を検討及び実施する。

- ② 定期的な施設周辺及び主要道路を中心とした清掃活動を地域貢献の一環として継続する。
 - ③ 多目的ホールを地域の会議や集会場所等として無償で開放する。
 - ④ 広報誌「櫻さくら通信」を年2回以上発行し、地域へ配布することにより、介護保険制度や施設情報等を発信する。
- 3 サービスの質の向上への取組み
 - 1) サービスの標準化の徹底
- ① ユニットリーダーを中心に各種マニュアルの見直しを行い、必要に応じてマニュアルを更新する。
 - ② ユニットリーダー会議でマニュアルを共有化し、ユニット会議でケアスタッフにマニュアルの周知徹底を図る。
 - ③ ユニットリーダー会議でマニュアルに沿ったサービスが提供されているかどうかを検証し、マニュアルに基づくサービス提供の徹底を図る。
 - 2) 接遇の向上を図る
 - ① 丁寧語による言葉かけを徹底する。
 - ② 接遇委員会で言葉かけ等の実施状況を検証し、課題点についてはユニット会議等で改善策の検討及び改善策の周知徹底を図る。
 - 3) ノーリフトケア(抱え上げない介護)の質の向上への取組み職員の腰痛予防対策だけではなく、ケアの提供を受ける入居者にとっても皮膚の損傷や移乗時の不快感の軽減、転倒や転落の危険、寝たきりによる合併症の予防等が見込まれることから、基本的な介護動作の習得及び介護機器の活用などを検討し、ノーリフトケア(抱え上げない介護)に取組む。また、入居者個々の心身の状態に応じたノーリフトケアを実践することで入居者の自立支援につなげていく。
 - ① ノーリフトケア推進委員会が中心となり、ノーリフトケアに関する現在の課題を整理し、質の向上に向けた改善策を検討する。また、改善策の実践状況を検証し、評価することで取組みの精度を高める。
 - ② 入居者個々の心身の状態応じた介護機器及び介助方法を検討し、自立支援に繋がる個別性の高いノーリフトケアの実践に取組む。
 - ③ 職員へのノーリフトケアに係る研修を行う。
 - i) ノーリフトケアの意義目的について周知徹底を図る。
 - ii) 腰痛予防につながる基本的な介護動作を習得する。
 - iii) 介護機器の効果的な活用方法について共有化を図る。
 - iv) ノーリフトケアの効果的実践に向けた中心的職員を養成するため、 ノーリフトコーディネーター養成講座の受講を調整する。
 - 4) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用
- ① 日々の記録の重要性について幹部会・ユニットリーダー会議を活用 して理解を深める。
 - ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一

元化を図る。

- ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
 - 5) 介護事故に対する安全管理体制の強化

入居者に対する安心・安全を確保するために安全対策担当者を選任し、 事故・リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及 び再発防止のための対策を検討する。

- 6) 入居者・家族の関係性維持の取組み
 - ① 生活相談員が入居者・家族の相談窓口となり、入居者の生活支援につなげていくためにも、各部署からの情報をもとに、入居者の生活状況、要望を確認し、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向の確認、理解・協力を得ることで、家族と連携していく。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、家族が対面での面会が実施困難な状況であることから、リモート面談を活用し、入居者・家族の関係性の構築だけではなく、施設外の社会との関わりを持つきっかけにしていく。また、リモート面談の実施については、プライバシー保護に配慮しつつ話しやすい空間を提供する。
- 7) 利用者満足度調査の実施

入居者及び家族に対して年1回満足度調査を実施し、入居者及び家族のニーズ把握、並びに、ニーズに応じたサービスの提供に努める。

4 感染症対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や 職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省 等からの通知に基づく対応を徹底する。感染症、または、食中毒が発生し た場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施 設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報 告し対応策等の指示を仰ぐ。

- 1) 感染経路の遮断 (病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない)
 - ① 標準予防策 (スタンダード・プリコーション) の徹底として、手洗いのほか、血液・嘔吐物・排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ② 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように 留意する。
- ③ 感染経路別(接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等)予防策を徹底する。
 - 2) 感染症対策委員会の適正な運営
 - ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
 - ② 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所について は担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- ③ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの 見直しを行う。
 - 3) 感染症発生時の対応

- ① 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ② 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
 - ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所(保健所)等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携を とる。
 - 4) 職員研修及び模擬訓練(シュミレーション訓練)の実施
- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 各種感染症対応マニュアルに基づき、施設内で感染症の罹患者が発生したことを想定した模擬訓練を実施する。

5 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染予防を徹底したうえで地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し地域との関係づくりに努める。

施設内行事については行事委員会において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

① 月が丘地域行事

月	行事名
6月	ふれあい文化祭 バザー
7月	流しそうめん
8月	夏祭り
10 月	ふれあい運動会 防災訓練
11 月	スマイルコンサート バザー

② 施設行事

月	行事名	月	行事名	月	行事名
4	お花見	8	夏祭り	12	ゆず湯 クリスマス
月		月		月	会 年忘れ会
5	端午の節句(しょ	9	お月見 お彼岸	1	新年祝賀会 初詣
月	うぶ湯)	月	敬老祝賀会	月	
6	_	10	交流運動会	2	節分・豆まき
月		月		月	
7	七夕まつり	11	秋祭り	3	ひな祭り お彼岸
月		月		月	

6 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、ユニット会議等で実際 に行っている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかを スタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の 達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に 基づくサービス提供の強化を図る。

2) チューター制の効果的運用

本年度からチューター制を導入し、チューター制を効果的に運用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取組む。

また、本取組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

【力点】

- ① チューターによる個別指導により、介護の基本だけでなく、社会人としてのルールやマナーを習得する。
 - ② 新任職員への指導を通じて、チューター自身の成長にも繋げていく。
 - ③ 施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制の基、全職員の チューター制に対する意識付けを図り効果的に運用できる体制を整備 する。
 - 3) 施設内研修

研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

4) 施設外研修

キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。

5) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。
 - 6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け 認知症対応力を向上させるために医療・福祉の資格を有さない職員に ついては、認知症介護基礎研修を受講させなければならない。
- 7 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を 想定した啓発を行い、適応した訓練を実施する。非常災害時に福祉避難所 としての機能が発揮できるように体制整備に取組む。

【力点】

- ① 安全委員会を中心に、非常災害時における事業継続計画(BCP)を 策定する。
 - ② 事業継続計画に基づいた訓練を実施する。
- ③ 地域の消防署等との連携を図り、施設と地域の協働による非常災害時合同訓練を実施する。
 - ④ 防災・防火に係る各法定訓練を確実に実施する。
 - ⑤ 定期的に備蓄品(非常食、水、燃料、備品等)を確認する。

【訓練計画】

月	訓練内容
5月	消防・避難訓練 (日勤帯想定)
9月	地区との非常災害時合同訓練
11 月	消防・避難訓練(夜間想定)
1月	非常災害時事業継続対応訓練(地震)

8 介護報酬改定に伴う対応策の検討及び安定した事業運営への取組み

令和3年度の介護報酬全体の改定率はプラス0.7%で、新型コロナによる負担増に配慮し、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームともに約2.1%増、特別養護老人ホームの基本報酬は14~17単位の増加、地域密着型特別養護老人ホームは15~17単位の増加となった。しかし、安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、今まで以上にベッド稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

- 1) 平均ベッド稼働率 98.0%の確保
- ① 居宅介護支援事業所、医療機関等との関係性構築し、入居待機者を 常に10名以上確保する。

近隣の居宅介護支援事業所やあんしんすこやかセンター(地域包括)に留まらず、事業所が集中している西神中央及び学園都市地域にも PR 活動を行う。また、総合病院及び精神病院等へ訪問して櫻ホーム西神の特色等を伝え、入院加療等により重度化し、在宅での生活が困難な入居希望者の紹介を依頼する。

- 2) サービスの質が高く効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算の取得
 - ① 入居者の医療ニーズへの対応
 - i)嘱託医師及び協力医療機関との連携強化
 - ・ 入居者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有 の具体的な方法を取決め、必要時に 24 時間対応できる体制を強 化する
 - ii) ターミナルケアの充実
 - ・ ターミナル期の意向を入居時に確認するだけでなく、医師から 終末期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を聞

き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振返りを行う。

iii) 褥瘡の発生予防

- ・ 入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」で明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時及び3か月に1回評価を行う。
- ・ 多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡 管理を実施する。
- ② 生活機能向上への取組み
 - i)外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充

実

- ・ 協和病院の理学療法士と共同で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。
- ・ 機能訓練指導員、介護員、看護員、生活相談員等が協働して、個別機能訓練計画に基づく計画的な機能訓練を実施する。
- ③ 排泄介護を要する入居者への支援の充実
 - i) 支援計画の作成と評価
 - ・ 排泄に介護に要する原因等を分析する。
 - ・ 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を 行い、実施状況の評価を行う。
- ④ 口腔衛生管理の充実
 - i) 口腔ケア・マネジメントの充実
 - ・ 歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
 - ii) 歯科衛生士による専門的口腔ケアの実施
 - ・ 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月4回以上実施する。
- ⑤ 栄養改善の取組みの推進
 - i) 低栄養リスクの高い入居者の栄養改善
 - ・ 低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種協働により低栄養状態を改善するための計画を作成し、その計画に基づき定期的に食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなどで低栄養リスクの改善に取組む。
 - ii)入院先医療機関との栄養管理に関する連携強化
 - 入居者が医療機関に入院し、経管栄養、又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要とな

った場合について、管理栄養士が入院先の医療機関の管理栄養 士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行う。

⑥ 身体拘束等の適正化

- i) 担当者の選任
 - ・ 入居者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又 はその再発防止をするため担当者を配置する。
- ii) 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会の牽制機能の強化
 - ・ 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会を毎月開催し、身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けの調査を実施するとともに、身体拘束・高齢者虐待になり得る様々なテーマについて、ユニット会議を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。
 - 不適切ケアアンケートを実施し、意識化及び課題に対する改善策を実践することでサービスの質の向上に努める。
- iii) 職員研修の実施
 - ・ 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会が中心となり身体拘束等の 適正化のための研修を企画・実施し、職員への周知及び意識づ けを徹底する。
- iv)入居者・家族と協働による取組み
 - ・ 入居者・家族とともに身体拘束についての捉え方を考え入居者・家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。
- ⑦ 科学的介護の推進
 - i)CHASE の活用

「科学的介護推進体制加算」が創設され、利用者の情報を「CHASE(高齢者の状態やケアの内容のデータを収集するシステム)」により厚生労働省に提出してフィードバックを受け、CHASE」の活用を条件として褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント強化加算、自立支援促進加算が新設されたので、それぞれの加算取得に積極的に取組む。

令和3年度 事業計画

認	 知症対応型デイサービスセンター さくらさく (定員 12名)
基本理念	 公益的事業の積極的取組み 人権を擁護する 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 医療・教育・福祉の連携強化 地域社会との共生
基本方針	 ① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する ② 入居者の自己選択を尊重する ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する
重点項目	 ① 第4期経営5か年計画(3年目)の推進 ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する ③ 認知症カフェ実施に向けた体制整備 ④ 運営推進会議の効果的運用 ⑤ 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み ⑥ 感染症対策の強化 ⑦ 身体拘束等の適正化 ⑧ 人材養成の積極的展開 ⑨ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑩ 介護報酬改定に伴う対応策及び顧客確保への積極的取組み
総 括	本年度も、月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生・児童委員の主催する定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた地域貢献事業を実施する。認知機能の維持・改善が期待される事業でることを踏まえ、生活リズムの基本である「食事・運動・睡眠」をテーマに特色を出した様々なプログラムを検討し実施する。また、利用者・家族にとって「利用しやすいデイサービス」と感じてもらえるような体制整備に努める。 兵庫県 4DAS (認知機能訓練システム) に基づく適切な認知症ケアを提供し、生活機能の維持や認知症の進行予防など利用者個々に応じた効果的プログラムを提供することで活動性の向上に繋げる。 令和3年度の介護報酬全体の改定率はプラス0.7%で、新型コロナによる負担増に配慮し、地域密着型通所介護(7時間以上8時間未満)で約1.6%増、基本報酬については3~4単位の増加となった。しかし、安定的な事業運営を継続させるためにも予算稼働率70.00%の確保が必要なことから、新規顧客確保に向けてサービスの充実を図り、効率的な介護の提供体制を整備し適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施したい。
新たな取組み	 ・ 認知症カフェ実施に向けた体制整備 地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした認知症カフェの実施に向けた体制整備に取組む。また、認知症カフェ準備委員会を発足し、目的・目標・効果を理解したうえで、利用された方がくつろぎながら参加できるレクリエーション・認知症予防の講習・介護相談等のプログラムが効果的なものとなるよう企画・立案し、次年度の認知症カフェの試行的実施に向け、計画的且つ適正に委員会を運営していきたい。 ・ 感染症対策の強化事業所内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。 ・ 身体拘束等の適正化入居者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するための担当者を選任する。また、高齢者虐待・身体拘束廃止委員会を毎月開催し、身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けの調査を実施するとともに、身体拘束・高齢者虐待になり得る様々なテーマについて、ユニット会議等を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。
目標平均要介護度	2.0
目標稼働率	7 0.0%

事業計画書

認知症対応型デイサービスセンター さくらさく

≪基本理念≫

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

- ① 福祉事業所としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
- ② 利用者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

≪重点項目≫

- ① 第4期経営5か年計画(3年目)の推進
- ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する
- ③ 認知症カフェ実施に向けた体制整備
- ④ 運営推進会議の効果的運用
- ⑤ 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み
- ⑥ 感染症対策の強化
- ⑦ 身体拘束等の適正化
- ⑧ 人材養成の積極的展開
- ⑨ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑩ 介護報酬改定に伴う対応策及び顧客確保への積極的取組み
- 1 第4期経営5か年計画(3年目)の推進
 - 1) 地域貢献への積極的展開
 - 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3)経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す 以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第4期経営5 か年計画を積極的に推進する。
- 2 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する 地域の福祉ニーズを把握し、認知症対応型通所介護としての専門的知識・ 技術・機能を地域に還元することにより、地域貢献の取組みを推進する。

【力点】

- ① 月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生・児童委員の主催する 定例会等に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた 地域貢献事業を検討及び実施する。
- ② 定期的な施設周辺及び主要道路を中心とした清掃活動を地域貢献の一環として継続する。
 - ③ 地域ケア会議等に積極的に参加し、介護保険制度や認知症高齢者の対応方法などを発信することで専門的知識・技術を地域に還元する。

3 認知症カフェ実施に向けた体制整備

地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした認知症カフェの実施に向けた体制整備に取組む。

認知症カフェ準備委員会を発足し、目的・目標・効果を理解したうえで、利用された方がくつろぎながら参加できるレクリエーション・認知症予防の講習・介護相談等のプログラムが効果的なものとなるよう企画・立案し、次年度の認知症カフェの試行的実施に向け、計画的、且つ、適正に委員会を運営する。

4 運営推進会議の効果的運用

利用者・利用者家族及び地域住民に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、事業所運営の透明性の確保、サービスの質の確保、事業所による「抱え込み」の防止、地域との連携の確保を目的とした運営推進会議を効果的に運用する。

【力点】

- ① 運営推進会議において、認知症対応型デイサービスセンターさくら さくのサービスの現状について地域住民を代表する委員に説明し、意 見、要望、助言等を受け、その内容を介護サービスに反映させる。
- ② 認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認し、ニーズに応じたサービスメニューの検討・実施に努める。
- ③ 運営推進会議を通して、認知症対応型通所介護の専門性をより広く 地域にアピールしていくとともに、介護保険制度を遵守した適正な事 業運営ができるように神戸市と協議しながら体制を整備していく。
- 5 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み

認知機能の維持・改善が期待される事業でることを踏まえ、生活リズムの基本である「食事・運動・睡眠」をテーマに特色を出した様々なプログラムを検討し実施する。また、利用者・家族にとって「利用しやすいデイサービス」と感じてもらえるような体制整備に努める。

- 1) 認知症介護の専門性の確立
 - ① 兵庫県 4DAS (認知機能訓練システム) に基づく適切な認知症ケアを提供し、生活機能の維持や認知症の進行予防など利用者個々に応じ

た効果的プログラムを提供することで活動性の向上に繋げる。

- ② 重度利用者には精神的ケアを中心に寄り添い、個々の中核症状及び周辺症状に合わせたサービスを提供する。
 - ③ レク活動、創作活動や顔なじみのコミュニティの形成により利用者が目的をもってデイサービスが利用できるような環境を整備する。
 - 2)「利用しやすいデイサービス」に向けた体制整備
- ① 家族の生活様式や利用者に合わせた送迎方法の工夫、利用時間の柔軟な対応を行う。
- ② 他の介護保険サービスの利用を断られ、対応が困難な認知症高齢者の地域の受け皿となる。
 - 3) 家族支援の充実
- ① 個別の相談受付、連絡帳、送迎時の会話などで家族支援を充実させる。
- ② 介護者の悩みや情報共有・精神的負担軽減を目的として、年2回家族会を開催する。
 - ③ 家族にケアの手法や対応の仕方を伝え、認知症介護に対する理解を深めてもらうことで家族の負担や介護疲れや虐待防止に繋げる。
 - 4) 行事企画及び専門的対応

認知症高齢者の対応は、基本的には個別対応であるが、社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取入れるとともに、利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取組む。また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

【令和3年度行事予定】

	,		
実施	行事	実施	行事
月		月	
4月	お花見	10 月	運動会
5月	遠足 ガーデニング	11 月	音楽会
6月	壁紙づくり てるてる坊	12 月	クリスマス会 もちつき
0月	主づくり	14月	ケーキづくり
7月	七夕 かき氷づくり	1月	初詣 書初め とんど祭り
8月	夏祭り	2月	節分・豆まき バレンタイン
9月	納涼祭	3月	ひな祭り

6 感染症対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修・ 模擬訓練の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通 知に基づく対応を徹底する。

感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

- 1) 感染経路の遮断(病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない)
 - ① 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、事業所が送 迎する際には利用者宅で、家族等が事業所へ送迎する際には施設玄関 でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合 には利用中止等を調整する。
 - ② 標準予防策 (スタンダード・プリコーション) の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
 - ③ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように 留意する。
 - ④ 感染経路別(接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等)予防策を徹底する。
- 2) 感染症・食中毒対策委員会の適正な運営
 - ① 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
 - ② 施設内の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
 - ③ 常に最新の情報を収集し、感染症・食中毒対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。
- 3) 感染症発生時の対応
 - ① 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ② 感染症対応マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
 - ③ 感染症等の発生状況に応じて、神戸市及び神戸市西保健センター等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。
- 4) 職員研修及び模擬訓練(シュミレーション訓練)の実施
 - ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 各種感染症対応マニュアルに基づき、事業所で感染症の罹患者が発生したことを想定した模擬訓練を実施する。

7 身体拘束等の適正化

- 1)担当者の選任
 - ① 入居者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその 再発防止をするため担当者を選任する。
- 2) 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会の牽制機能の強化
 - ① 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会を毎月開催し、身体拘束・高齢者 虐待に対する意識付けの調査を実施するとともに、身体拘束・高齢者 虐待になり得る様々なテーマについて、職員全員で討議・実践し、実 施状況を改善していく。
 - ② 不適切ケアアンケートを実施し、意識化及び課題に対する改善策を 実践することでサービスの質の向上に努める。
- 3) 職員研修の実施

- ① 高齢者虐待・身体拘束廃止委員会が中心となり身体拘束等の適正化のための研修を企画・実施し、職員への周知及び意識づけを徹底する。
- 4) 利用者・家族と協働による取組み
 - ① 利用者・家族とともに身体拘束等についての捉え方を考え利用者・ 家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供するこ とにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を 行う。

8 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、実際に行っている業務が基本理念を達成させるためには何をすべきかをスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

2) チューター制の効果的運用

本年度からチューター制を導入し、チューター制を効果的に運用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得できるように取組む。

また、本取組みについては、管理者はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

【力点】

- ① チューターによる個別指導により、介護の基本だけでなく、社会人としてのルールやマナーを習得する。
 - ② 新任職員への指導を通じて、チューター自身の成長にも繋げていく。
 - ③ 施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制の基、全職員の チューター制に対する意識付けを図り効果的に運用できる体制を整備 する。
 - 3) 事業所内研修

研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

4) 外部研修

認知症介護実践リーダー研修や4DAS研修等、キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を介護サービスに反映させることで、サービスの質の向上につなげる。

5) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、

目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。
 - 6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け 認知症対応力を向上させるために医療・福祉の資格を有さない職員に ついては、認知症介護基礎研修を受講させなければならない。
- 9 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を 想定した啓発を行い、適応した訓練を実施する。非常災害時に福祉避難所 としての機能が発揮できるように体制整備に取組む。

【力点】

- ① 安全委員会を中心に、非常災害時における事業継続計画(BCP)を 策定する。
 - ② 事業継続計画に基づいた訓練を実施する。
- ③ 地域の消防署等との連携を図り、施設と地域の協働による非常災害時合同訓練を実施する。
 - ④ 防災・防火に係る各法定訓練を確実に実施する。
 - ⑤ 定期的に備蓄品(非常食、水、燃料、備品等)を確認する。

【訓練計画】

THE PROPERTY OF A		
月	訓練内容	
5 月	消防・避難訓練(日勤帯想定)	
9月	地区との非常災害時合同訓練	
11 月	消防・避難訓練(夜間想定)	
1月	非常災害時事業継続対応訓練(地震)	

10 介護報酬改定に伴う対応策及び顧客確保への積極的取組み

令和3年度の介護報酬全体の改定率はプラス0.7%で、新型コロナによる負担増に配慮し、地域密着型通所介護 (7時間以上8時間未満)で約1.6%増、基本報酬については3~4単位の増加となった。しかし、安定的な事業運営を継続させるためにも予算稼働率70.00%の確保が必要なことから、新規顧客確保に向けてサービスの充実を図り、効率的な介護の提供体制を整備し、適正な加算取得に向けた検討を積極的に実施する。

- 1) 平均利用率 70%の確保
 - ① 登録者数 27 名以上を確保し、体調不良、SS 利用等の利用者のキャンセルによる稼働率の低下を防ぐ。
 - ② 事業所の内容、特色などを居宅介護支援事業所や地域に積極的に PR

活動を行い、知名度を上げるとともに特色を理解してもらうことで利用希望者の紹介に繋げる。

- ③ 地域の協議会など地域への働きかけを強化し、地域住民からの利用確保の機会を得る。
 - 2) 居宅介護支援事業所との連携強化
 - ① 居宅介護支援事業所に訪問し、認証通所対応型通所介護に対するニーズを把握し、ニーズに応じたサービスメニューを検討・実施する。
 - ② ケアマネージャーには担当利用者の詳細な情報やその家族に対しての細かな対応などを共有することで、信頼関係を構築し、新規利用者の紹介に繋げていく。
 - ③ 居宅介護支援事業所が主催するサービス担当者会議に参加し、担当 者会議の内容を事業所内で迅速、且つ、適正に共有することでサービ スの質を向上させる。